

## 平成 30 年度 酪農畜産政策・畜産物価格等に関する要請

北海道の酪農・畜産は、気象・地理的に不利な条件を克服しながら、専業経営を主体に発展し、豊富な飼料基盤を維持しながら、国民への安全で良質な牛乳・乳製品及び畜肉の安定供給という重要な使命を担っています。近年は、府県の生産基盤の後退に伴って北海道の位置付けが高まっています。

加えて、酪農・畜産は、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、北海道酪農といえども、止まらない飼養農家戸数の減少と乳用牛頭数の減少という厳しい現実直面しており、生乳生産量も伸び悩んでおります。これまでは、巨額な投資と補助事業に後押しされた規模拡大政策によって、生乳生産の拡大が図られてきました。しかし、生産現場では、こうした手法にも多大な投資負担と労力面等から限界感が漂っており、際限のない競争力強化策に懸念が広がっています。

さらに、広大な北海道の酪農地帯においては、単なる生乳生産のためではなく、地域コミュニティーを維持するため、中小規模層の家族酪農経営をいかにして次世代に繋いでいくかが重要な課題となっており、農村政策の視点も取り入れた生産基盤強化対策の推進が強く求められています。

また、TPP協定や日EU・EPA大枠合意などによって、我が国の牛肉・豚肉や乳製品の分野では、これまでに経験したことのない高い水準の市場開放が行われようとしています。このため、次世代を担う後継者をはじめ多くの酪農・畜産農家は、更なる国内生産の縮小と農業所得の低下を招きかねないとの将来不安を強めています。

ついては、国民の基礎的食料である牛乳乳製品及び畜産物の安定生産、地域経済・社会を支える家族経営・農業法人を中核とする酪農・畜産の持続的な発展を図るため、未来を切り拓く生産現場に寄り添った酪農・畜産政策の推進、意欲と展望の持てる畜産物価格等の実現などにご尽力されますようご要請致します。

2017（平成29）年11月

北海道農民連盟  
委員長 西原正行

## I. 酪農・畜産の食料自給率目標等の確実な達成と適切な国境措置の堅持

1. 食料・農業・農村基本計画などで定める牛乳乳製品や肉類の自給率目標と生産努力目標の達成に向け、適切な国境措置の堅持、盤石な経営所得安定（所得補償）政策の構築、万全な需給安定対策の確立及び生産基盤強化対策の推進などを図り、地域資源を有効活用する国内酪農・畜産の持続的発展に資すること。
2. 日EU・EPA大枠合意による農産物の市場アクセスについては、酪農・畜産に及ぼす影響が極めて高く、国内産の安定生産（安定供給）や「再生産」の確保が困難となることから、合意内容を撤回し再協議とすること。
3. UR農業交渉合意などにおける牛肉関税の引き下げの代償として導入されたセーフガードについては、国産牛肉の生産振興に重要な措置であることから、四半期ごとに設定される法定の発動基準数量の緩和などの見直しは断じて行わないこと。

## II. 意欲と展望の持てる平成30年度畜産物価格等の決定

1. 改正畜安法下で設定される「平成30年度の加工原料乳生産者補給金単価」については、将来不安を払拭し生産基盤の強化を図る観点から、『経営努力が報われ、意欲と展望の持てる、安定的な所得確保と再生産可能となる水準』とすること。  
また、交付対象数量については、国産乳製品が安定的に優先供給されるよう適切に設定すること。
2. 集送乳調整金については、チーズ向けを含め条件不利地の生乳をあまねく集荷する指定団体の機能が十分に発揮できるよう、その機能発揮に見合った適正な単価水準で設定すること。
3. 加工原料乳生産者経営安定対策事業（ナラシ対策）については、乳製品向け取引乳価の下落による所得低下に対し、機動的な対応が可能となる仕組みや補てん割合の引上げ、補填基準単価の下限設定など事業内容の拡充強化を図ること。
4. 肉用子牛生産者補給金制度については、算定方式の見直しや繁殖経営支援事業との1本化を早急に行い、品種ごとに再生産確保と意欲の持てる保証基準価格等を適正に設定すること。

### Ⅲ. 多様な酪農・畜産を育てる経営安定対策、需給安定対策、生産基盤強化 対策などの推進

#### 〔経営安定対策〕

1. 輸入飼料に依存しない自給飼料型酪農生産に取り組む酪農家を支援する「飼料生産型酪農経営支援事業」については、将来不安を払拭し国際競争に対抗する経営安定政策として位置付け、支援対象要件の弾力的な運用・緩和や支援の水準を高める（条件不利な畑地への単価加算）など、事業内容の充実強化を図ること。
2. 畜産・養豚経営の更なる体質強化・所得安定に向け、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の補填割合の引上げ<sup>\*1</sup>や、養豚経営安定対策（豚マルキン）の補填割合の引上げ並びに国庫負担水準の引上げ<sup>\*2</sup>を早急に実施に移すこと。  
\*1；牛マルキンの補填割合＝8割→9割（物財費相当額が全額補填される水準）  
\*2；豚マルキンの補填割合＝8割→9割、国庫負担水準＝国1：生産者1→国3：生産者1
3. 地域の酪農生産及びコミュニティを支える中小規模層（搾乳牛頭数 50 頭以下）の意欲的な家族酪農経営<sup>\*3</sup>の体質強化・所得安定を図るため、平均的な規模階層<sup>\*4</sup>との生産コスト（特に労働費部分）の格差を補正する交付金制度（酪農生産条件環境整備支援直接支払制度）などを講じること。  
\*3；意欲的な家族酪農経営＝後継者・経営承継者がいる農家又は見込まれる農家。  
\*4；平成 27 年度牛乳生産費調査による平均生産費の飼養規模は搾乳牛頭数 75 頭。
4. 酪農・畜産経営は、短期の運転資金から長期の設備資金まで多額の資金を要し、その資金の回収には時間がかかり、畜産物価格や生産コストの変動も大きいことなどから、長期・低利な資金への借り換え、利子補給等を通じた営農負債償還圧の軽減により経営再建を後押しする畜産特別資金の事業を継続すること。

#### 〔需給安定対策〕

1. 乳製品市場の国際化が進展する中で、国産需要の喪失やチーズ向け等乳価の下落による所得低下などが強く懸念されることから、国産チーズ等の生産振興・品質向上などを図るための万全な生産者等支援対策を講じること。
2. 指定団体制度改革等に伴う生乳の需給安定に対する生産者不安を払拭するため、国の責任において、需給緩和時における生産者団体などによる乳製品製造経費（委託加工費）や調整保管経費等を支援する万全かつ機動的な生乳需給安定対策を講じること。

## 〔生産基盤強化対策等〕

1. 専業地域及び兼業地域、大規模経営や家族経営など多種多様な地域事情を踏まえた計画的な事業の推進（安定的な投資）が可能となるよう、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）や酪農経営体生産性向上緊急対策事業（楽酪事業）の十分な予算を確保の上、事務処理の迅速化など生産現場の見直し要望に対応した事業内容に充実強化を図ること。
2. 酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、酪農家の働き方改革の上でも、酪農ヘルパー要員の確保や雇用環境の充実等による定着及び新規就農の促進を図るためにも、極めて重要であることから、利用組合等生産現場の要望を踏まえた事業内容（人材確保・育成支援、利用農家研修の創設など）に充実を図ること。  
また、酪農ヘルパーに高度な専門技術者としての専門資格を付与する制度を創設し、資格取得した酪農ヘルパー（仮称：酪農専門技術士）に対する給与・待遇面での政策支援を行うなど、人材養成対策を強化すること。
3. 地域の事情に即した乳用後継牛の確保など生産基盤の維持・強化を図るため、酪農経営支援総合対策事業については、生産現場の要望を踏まえながら継続強化を図ること。
4. 生産基盤強化に向けた増頭などに伴う家畜排せつ物処理関連施設への投資支援の強化や、フロン排出抑制法に対応したバルククーラーの新規導入（入替含む）に対する支援、排出ガス規制に対応した農業機械の低コスト化などを図ること。
5. 地域で課題となっている家畜の慢性疾病については、発症農家の経済的・精神的負担も大きいことから、計画的な自主淘汰など清浄化に向けた地域の取組に対し、「家畜生産農場清浄化支援対策事業」の拡充強化や「家畜防疫互助基金支援事業」の充実継続（対象疾病に牛サルモネラ症の追加）など、万全な国の支援を講じること。
6. 近隣アジア諸国を中心に海外における口蹄疫等の家畜伝染病が発生し、家畜伝染病の国内への侵入リスクが依然高いことから、国内における防疫対策並びに体制の充実強化を図ること。

以上